

お知らせ

マイナンバーカードを作りませんか

【市民課】

マイナンバーカードの作成をお手伝いする出張申請所を開設しますので、ぜひご利用ください。

- **日程・場所**
  - 8月15日(日)・農業構造改善センター
  - 9月4日(土)・恋野地区公民館
- **時間** 午前10時～午後0時30分
- **内容**

申請に必要な顔写真を無料で撮影し、申請書記入のお手伝いをしますので、そのまま申請していただけます。なお、マイナンバーカードの発行には、申請から約1カ月程度かかります。

- **問い合わせ** 市民課 住民係 ☎33-1131

マイナンバーカードの時間外受取り窓口の開設について

【市民課】

マイナンバーカードの受取りができる時間外窓口を開設しますので、ぜひご利用ください。ただし、戸籍、住民票の写し、印鑑証明などの証明書の交付や住所変更などの届出はできません。

- **日時**
  - 8月1日(日) 午前9時～午後3時
  - 8月13日(金) 午後5時30分～8時
  - 8月29日(日) 午前9時～午後3時
- **問い合わせ** 市民課 住民係 ☎33-1131

前畑・古川記念プールの休業について

【生涯学習課】

本年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、橋本市運動公園内にある「前畑・古川記念プール」を休業しています。

- **問い合わせ** 生涯学習課 ☎33-3704

屋外広告物の設置・管理は適正に

【まちづくり課】

看板などの屋外広告物は、無秩序に設置されるとまちの景観を損ねるだけでなく、落下や倒壊により事故につながる恐れがあります。



県では、景観保全と事故防止のため、屋外広告物の設置・管理に対して一定の規制を行っており、市内で屋外広告物を設置する場合には、屋外広告物許可申請書を提出し、市の許可を受ける必要があります。

規制内容など詳しくは、県ホームページの「和歌山県屋外広告物の手引き」を確認していただくか、まちづくり課までご相談ください。

- **問い合わせ** まちづくり課 ☎33-6103

台風などの非常時のごみ収集について

【環境美化センター】

台風などの影響により、「警報」が発表された場合または「警報」の発表が予測される場合、市民の皆さんと収集作業員の安全確保の観点から、ごみの収集を中止させていただく場合があります。

ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

- **ごみ収集の中止の判断について** 収集日前日の午後2時において、収集日当日までの間に「警報」の発表が予測される場合、ごみの収集を中止させていただく場合があります。なお、中止する場合は、防災行政無線・防災はしもとメールなどでお知らせします。
- **ごみ収集日の代替について** 中止になった収集日の代替はありませんので、次の収集日にごみを出してください。ただし、可燃ごみ週1回収集地域の可燃ごみ収集のみ次の土曜日に代替収集を行います。
- **問い合わせ** 環境美化センター ☎36-1153

換地処分による住所などの変更

【まちづくり課】

橋本都市計画事業中心市街地第一地区土地区画整理事業の換地処分により、7月10日から橋本と古佐田の一部地域の土地の地番と住所が変更されています。変更となった地番の図面や、新旧の地番対照表などは市ホームページに掲載しています。



- **問い合わせ** まちづくり課 市街地整備係 ☎34-1235

国民健康保険における限度額適用・標準負担額減額認定証の申請について

【保険年金課】

国民健康保険加入者の入院・外来時の自己負担額が限度額までとなる認定証を申請により交付します。

- **認定証の種類**
  - **限度額適用認定証** 適用となる範囲：医療費のみ 対象：住民税が課税され、国民健康保険税の滞納がない世帯に属する75歳未満の人 ※住民税課税所得145万円未満および690万円以上の世帯に属する70歳以上の人は、高齢受給者証を提示することにより、自己負担額が限度額までとなるため、申請は不要です。
  - **限度額適用・標準負担額減額認定証** 適用となる範囲：医療費と入院時の食事代 対象：住民税非課税世帯で、国民健康保険税の滞納がない世帯に属する75歳未満の人
- **申請時期** 継続の場合は8月31日(火)までに更新手続きをしてください(8月1日以降の認定証を交付)。新規の場合は随時受付。
- **持ち物** 国民健康保険被保険者証、世帯主および対象者のマイナンバーカードまたは通知カード
- **申し込み・問い合わせ** 保険年金課 国民健康保険係 ☎33-1271

鉛製給水管について

【水道施設課】

市では、鉛管の解消に向け、漏水などがあつた箇所から取替え工事を行なっています。なお、給水管を取り替える場合は、施設所有者の負担となりますので、ご理解ご協力をお願いします。

- **橋本市における鉛製給水管の使用時期** 高野口町給水区域では、昭和58年までに給水管を敷設した家庭で鉛製給水管が使用されている場合があります。また、それ以外の橋本市内給水区域では、昭和63年までに給水管を敷設した家庭で鉛製給水管が使用されている場合があります。
- **水道水使用時のお願い** 橋本市の水道水は現行の水質基準に適合しており、通常使用していただく場合は全く問題ありません。しかし、鉛製給水管を使用しているご家庭では、長時間水道を使用しなかった場合、使い始めの水が給水管に長く滞留しているため、鉛が溶出し通常よりも鉛濃度が少し高くなる場合があります。このような時には、念のためバケツ1杯程度(約10リットル)の水道水は、掃除・洗濯など飲用以外に使用してください。
- **問い合わせ** 水道施設課 ☎33-2861

後期高齢者医療制度に加入の皆さんへ

【保険年金課】

8月下旬から9月上旬にかけ、ジェネリック医薬品使用促進のお知らせを送付します。ジェネリック医薬品へ切替えを希望する人は、かかりつけの医師や薬剤師に相談してください。ただし、薬によっては切替えできない場合があります。

- **対象** ジェネリック医薬品に切り替えた場合、1カ月の自己負担額が200円以上軽減される可能性がある人
- **問い合わせ** 和歌山県後期高齢者医療広域連合 ☎073-428-6688

「迷惑メール」は反応せずに削除しましょう

電子メールや電話番号で届くショートメッセージには、実在する事業者をかたった荷物の不在通知や料金未納などの架空請求といった、さまざまな種類の迷惑メールがあります。迷惑メールに対して安易に返信したり、記載されているURLを開いたりすると、ウイルスに感染したり、個人情報が漏れたりすることがあります。

心あたりのないメールには反応しないようにし、不安になれば早めに消費生活センターに相談してください。

- **対応策**
  - メールやショートメッセージに記載されているURLは開かず、安易に個人情報やID・パスワードなどの情報を入力しない。
  - 事業者の公式ホームページなどで確認する。
  - ソフトウェアやセキュリティソフトを最新の状態に更新し、契約中の通信事業者などの迷惑メール対策サービスを活用する。
- **問い合わせ** 消費生活センター ☎33-1227



「本人通知制度」の事前登録について

本人通知制度とは、市が代理人や第三者に住民票や戸籍謄本などの証明書を交付した事実を本人に通知する制度です。この制度は不正請求を抑止するためのもので、事前登録が必要です。ただし、住民票の写しや戸籍などの交付を差し止めるものではありません。



- **登録できる人** 橋本市に住居登録や本籍のある人(過去にあった人も含む)
- **登録方法** 本人確認書類(運転免許証・旅券など)を持参し、市民課窓口で申請してください。
- **通知対象** 住民票の写し、戸籍附票の写し、戸籍謄抄本など(除票・除籍などを含む)
- **通知内容** 交付年月日、交付した証明書の種別、通数および交付請求者の種別(代理人・第三者)
- **申し込み・問い合わせ** 市民課 ☎33-1131